

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成29年2月16日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 県一般29第5号

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

広島県防災情報システム更新業務

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成29年12月31日まで

#### (4) 履行場所

仕様書による。

#### (5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

#### (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

	評価項目	内 容
技術 評価	システム運用保守費用を除く技術評価項目	企画提案書、企画提案書概要版、機能要件充足一覧表、IS09001・ISMS等の導入状況を示す書類、公告の日から過去5年以内の国又は地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似のシステムを構築した実績を示す書類
	システム運用保守費用	業務委託費用見積書

政策 評価	法令遵守	社会保険 等の加入 状況	業務従事予定者の社会保険等（健康保険，厚生年金保 険，労災保険及び雇用保険）の加入状況を示す書類
		業務従事 予定者の 賃金水準	業務従事予定者の全ての者が最低賃金以上であることを 示す書類

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は，技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合，又は，提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合，又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は，入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合，添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は，該当する評価項目は0点とする。
- エ 「仕様書別紙2機能要件詳細一覧」の各機能は，全て必須要件とし，実装できない機能がある場合には，失格とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は，別表のとおりとする。

4 入札参加資格

本件調達に参加者は，単独企業又は企業グループとし，単独企業による場合は(1)に，企業グループによる場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

- ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 平成26年広島県告示第503号（平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15Cシステムの設計・開発」の資格を認定されている者であること。
  - ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても，広島県の指名除外を受けていない者であること。
  - エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても，低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
  - オ 国又は地方公共団体が発注した本業務と同様※1又は類似※2のシステムを設置・設定し，正常に稼働させた実績を有する者
- ※1 危機管理部局が発注した，防災対策のための必要な情報の収集・関係者間の情報共有及び住民への情報提供を行うシステム

※2 危機管理部局以外の部局が発注した、防災対策のための必要な情報の収集・関係者間の情報共有及び住民への情報提供を行うシステム

カ 本業務の調達に関して、他の企業グループの構成員として、参加していないこと。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1)アからエの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員のうち、代表する者が上記(1)オの要件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本県の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(1)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成29年2月16日（木）から平成29年3月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県危機管理監危機管理課（広島県庁舎北館4階）

電話（082）513-2786（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成29年2月16日（木）から平成29年3月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，広島県ホームページからダウンロードする，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成29年3月2日（木） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成29年3月9日（木）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成29年4月5日（水） 午後5時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着することとする。また，提出する技術評価等資料は，参加企業名又は参加企業グループの代表企業の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年4月6日（木） 午後1時30分

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎北階4階防災会議室

(5) 技術評価等資料に係るプレゼンテーション実施場所等

ア 実施場所

広島県危機管理監危機管理課

イ 実施日時

平成29年4月17日から平成29年4月28日までの間で別に指定する日

ウ 出席者

予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、入札価格が予定価格を超えた場合には、技術評価等資料の評価はしない。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15Cシステムの設計・開発」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出

期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

入札説明書による。

(8) 入札の延期及び中止

本県調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

9 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県危機管理監危機管理課（広島県庁舎北館4階）

電話（082）513-2786（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）227-2122

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Development of the disaster prevention computer system for the Hiroshima Prefectural Government (1 set)

(2) Fulfillment period : From the day of the conclusion of the contract to 31 December, 2017

(3) Fulfillment place : Indicated in the specifications

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 2 March, 2017

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m. 5 April, 2017

(6) Contact point for the notice : Crisis Management Division, Crisis Management Department, Hiroshima Prefectural Government 10-52 Motomachi, Naka-ku , Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL 082-513-2786(direct dialing) FAX 082-227-2122

別表 各評価項目における評価基準

	提案の区分	提案書に記載を求める項目	提案書記載要領	評価のポイント	上限配点
技術評価項目	1 提案の概要 (10)	(1) 提案にあたっての基本的な考え方 (2) 提案の特徴やアピールポイント (3) 想定される課題とその対策	提案にあたっての基本的な考え方及び特徴を述べるとともに、システム導入にあたって想定される課題とその対策を説明すること。	・本業務の背景や課題を理解した提案となっているか。 ・提案の特徴やアピールポイントが簡潔に説明されているか。 ・導入において発生する課題認識と、それに対する有効な対策が示されているか。	10
	2 システムの基本方針 (20)	(1) システム全体概要 (2) パッケージソフトウェア又はクラウドの活用 (3) 基本方針の実現方法	システムの全体概要（他システムとの連携を含む）及び設計思想について述べるとともに、パッケージソフトやプライベートクラウド方式等の活用方法を説明すること。また調達仕様書2.2に記載する基本方針の実現方法（機能拡充等）について、提案書のどこに（どの要件項目に）記載しているか一覧表で整理し、該当する要件項目に実現方法を具体的に記載すること。	・システムの全体概要が明確に説明されているか。 ・設計思想が明確になっているか。 ・パッケージソフトやクラウド方式等の特徴と活用方法が具体的に説明されているか。 ・基本方針の実現方法（機能拡充等）について、一覧表で整理され、各項目の実現方法が具体的に記載されており、総合的に評価できる内容となっているか。	20
	3 システム構成 (20)	(1) システム構成 ・全体システム構成、サーバ構成、関連システムとの接続方法 (2) ソフトウェア ・ソフトウェア構成 ・個々のソフトウェアの仕様、特徴、選定理由等 (3) ハードウェア（電子黒板、タブレット端末を含む。） ・ハードウェア構成 ・個々のハードウェアの仕様、特徴、選定理由等	左記の項目それぞれについて、仕様で求める条件をどのように満たしているか、具体的に説明すること。	・システム構成について、考え方やサizingの根拠が示されており、提案の妥当性を判断できるか。 ・各関連システムとの接続方法が具体的に示されているか。 ・ソフトウェアについて仕様や特徴、選定理由等が、明確に記載されているか。 ・ハードウェアについて仕様や特徴、選定理由等が、明確に記載されているか。	20
	4 システム要件 (110)	(1) 基本要件 ・安定稼働性	機器の障害などによるシステムダウンの防止及び障害時の速やかな復旧のための対策を具体的に説明すること。	・システムの安定稼働を担保するための、障害発生時の防止策、障害の早期発見、障害の早期復旧について、具体的な記載があり、有効と判断できるか。	20
		・操作性	操作の統一性、操作の容易さについて具体的に説明すること。	・具体的な記載があり、ユーザビリティの確保に配慮があると判断できるか。	20
		・長寿命性	契約期間内に留まらず、長期にわたってシステムが使用できるか具体的に説明すること。	・長寿命性の根拠や、使用可能な期間等について、具体的に説明されているか。	20
		(2) 性能要件 ・異常気象時や災害発生時の性能	アクセス集中時の処理性能について具体的に説明すること。	・大規模災害発生時等のアクセス集中時でも、十分な処理性能を確保するための方策が具体的に示されているか。 参考：現行の防災Webの最大アクセス数：約4,000アクセス/時（同時アクセス数：約180アクセス相当）	10
		(3) セキュリティ要件 ・基本要件 ・情報漏えい対策 ・ウイルス対策 ・不正アクセス対策	仕様書に記載のセキュリティ要件に掲げる対策について、具体的に記述すること。	・各項目について、具体的な的確な説明があり、かつ方法として妥当か。	20
		(4) 障害対策要件 ・冗長化 ・回線障害対策 ・アクセス集中対策	仕様書に記載の冗長化要件、回線障害対策要件及び性能要件を超えるアクセス集中に対する対策要件について、具体的に記述すること。	・具体的な記載があり、有効な冗長化構成、回線障害対策及びアクセス集中対策であると判断できるか。	10
		・耐震対策 ・非常用電源	仕様書に記載の耐震対策要件及び非常用電源要件について、具体的に記述すること。	・具体的な記載があり、有効な耐震対策及び非常用電源が確保されていると判断できるか。	10
	(5) バックアップ要件 ・バックアップ ・リカバリー	仕様書に記載のバックアップ要件に掲げる対策について、具体的に記述すること。	・バックアップやリカバリーの手法、バックアップの対象データとその頻度について、具体的に的確な説明があり、かつ早期のデータ復旧が可能か方法と判断できるか。	10	
	(6) 開発要件 ・開発体制、役割	開発体制について、開発体制図（プロジェクトマネージャー、開発リーダー及びその他の従事者名簿（資格、知識、経験等を記載すること）を含む）を用いて具体的に説明すること。	・要員体制、役割分担について、考え方が示されており、妥当なものか。 ・主要開発要員の知識レベル、スキルレベルは十分であるか。	10	
	・開発スケジュール ・プロジェクト管理	確実に業務を遂行し、利用者の意見や要望を最大限反映したシステムを実現するため、開発スケジュールを示すと共に、仕様書10に記載の進捗管理、品質管理等のプロジェクト管理の考え方や手法について具体的に記述すること。	・開発スケジュールは妥当であるか。 ・プロトタイプを用いた利用者の意見や要望を反映するためのスキームについて、具体的な説明があり、意見等を最大限反映できるか。 ・プロジェクト管理の考え方や手法について、具体的に説明されているか。	10	
	(7) SLA（サービスレベル協定）	SLAの内容が具体的に示されていること。サービスレベルのモニタリングの実施方法及び基準値を満たさなかった場合の減額ルール等が示されていること。	・SLAの内容が具体的に示されているか。 ・サービスレベルのモニタリングの実施方法及び基準値を満たさなかった場合の減額ルール等が示されているか。	10	
	5 操作研修及び導入支援 (30)	(1) 操作研修の内容と体制	操作研修について、システム利用者の操作の習熟度を高めるための具体的な内容、方法、実施体制等を示すこと。また、研修に参加できない県や市町のシステム利用者が、操作方法を習得するための具体的な方法を示すこと。	・操作研修（システム導入前及び毎年度当初）について、具体的な内容、スケジュール、方法、実施体制等が示されており、システム利用者の操作の習熟度を高めるために有効か。 ・職員がシステム操作を短時間で効率的に理解できるよう、研修内容に工夫がある。 ・研修に参加できない県や市町の職員が、操作方法を習得するための方法が具体的に示されており、有効であるか。	30
(2) 導入支援の内容と体制	運用開始時及び開始後の支援について、具体的な内容、方法、実施体制等を示すこと。	・運用開始時及び開始後の導入支援について、具体的な内容、方法、実施体制等が示されており、有効であるか。 ・職員がシステムを円滑に利用できるよう、支援内容に工夫があるか。	10		
6 機能要件 (330)	(1) 広島県防災WEB（県民向け・職員向け） ・基本コンセプト ・緊急ニュース ・防災気象情報 ・観測情報 ・スマートフォン用ページ	広島県防災WEB（県民向け・職員向け）の基本コンセプトや各機能（緊急ニュース、防災気象情報、観測情報、スマートフォン用ページ等）について、具体的に記述すること。	・県民が命を守るために欠かせない情報を、県民に対し、わかりやすく伝えるための工夫が示されているか。 ・緊急ニュースをシステムへ登録後、防災Webへ直ちに表示し、県民等へ着実に情報を届けるための工夫が示されているか。 ・防災気象情報を、県民等へ分かりやすく伝えるための工夫が示されているか。 ・各防災関連システムと安定的に連携できるか。 ・各防災関連システムから受信した雨量・水位・潮位・震度観測データ等を、観測情報のページへ確実にかつ遅滞なく表示するための工夫が示されているか。 ・観測情報を、県民等へ分かりやすく伝えるための工夫が示されているか。 ・閲覧者の端末や環境によらず、適切な画面表示を可能とするための工夫が示されているか。（環境等の変更等への対応が必要な場合には無償で対応可能か。）	70	
	(2) Lアラート連携機能	Lアラートによる情報発信機能及び緊急速報メール一括配信機能について、具体的に記述すること。	・県民が命を守るために欠かせない情報を、迅速かつ確実にLアラートへ配信するための工夫が示されているか。 ・緊急速報メール一括配信機能により、市町の緊急速報メールの配信業務の効率化が図られることが示されているか。	10	
	(3) 外部メディアへの情報配信機能	情報一括配信（公開）機能及び情報配信管理機能について、具体的に記述すること。	・簡単な操作で、多様なメディアへ情報を配信するための工夫が示されているか。 ・外部メディアへの配信情報を管理し、誤配信を防止するための工夫が示されているか。	10	
	(4) 災害情報の収集・集約・共有機能 ・被害状況報告 ・避難状況報告	災害情報の収集・集約・共有のための各機能について、具体的に記述すること。	・システム入力者が被害状況を素早く確実に入力するための工夫が示されているか。 ・入力した被害情報が災害情報マップ上によりわかりやすく表示され、災害情報の見える化が図られているか。	10	
	・避難所・避難場所状況報告	システム入力者が避難状況を素早く確実に入力するための工夫が示されているか。	・システム入力者が避難情報の発令地区を入力する際に、発令地区をリストから簡単に選択するための工夫が示されているか。 ・避難状況の入力後、対応する地区の避難所・避難場所開設状況を、容易かつ迅速に入力できる画面構成となっているか。	20	
	・被害集計管理	システム入力者が避難所・避難場所の状況を素早く確実に入力するための工夫が示されているか。	・システム入力者が避難所・避難場所の情報を入力する際に、避難所等をリストから簡単に選択するための工夫が示されているか。	10	
	・災害情報マップ	システムに登録された被害情報等が、本部員会議資料等の各様式や一覧表示形式の帳票で簡単に出力できるか。	・システムに登録された被害情報等が、本部員会議資料等の各様式や一覧表示形式の帳票で簡単に出力できるか。	10	
	・備蓄物資・救援物資管理、要請措置状況	GIS地図上に多様なレイヤーやアイコンを重ねることが可能か。	・GIS地図上に多様なレイヤーやアイコンを重ねることが可能か。 ・GIS地図レイヤー等を重ねることにより、災害情報の見える化が図られているか。	70	
	・避難勧告等発令基準到達状況等の監視ページ（職員用トップページ）	レイヤーやアイコンを重ねた状態でも、GIS地図の円滑な操作性を保つための工夫が示されているか。	・レイヤーやアイコンを重ねた状態でも、GIS地図の円滑な操作性を保つための工夫が示されているか。	10	
	・モバイル報告機能 ・クロノロジー機能	県や市町の備蓄物資・救援物資の数量を適切に管理できるか。	・県や市町の備蓄物資・救援物資の数量を適切に管理できるか。 ・市町からの物資要請を適切に管理できるか。	10	
	・訓練支援機能	災害情報を1ページで容易に把握できるページ構成となっているか。	・災害情報を1ページで容易に把握できるページ構成となっているか。 ・避難情報発令基準に到達した場合、該当市町に対し、迅速かつきめ細やかな注意喚起が実施できるか。 ・避難情報発令基準に到達した場合、利用者が発令対象地区を容易に把握することが可能か。	50	
	(5) 市町システム等の連携機能	市町システム等との連携機能について、具体的に記述すること。	・スマホやタブレットから簡単に情報を入力できるか。 ・簡単にクロノロジーに情報を登録できるか。 ・クロノロジーに情報を登録することにより、対応状況を容易に把握できるか。	5	
	(6) 職員招集機能	職員招集機能について、具体的に記述すること。	・訓練モードでは実災害と同様の機能が使用可能か。 ・訓練モードの利用による誤配信を防止するための工夫が示されているか。	10	
(7) 職員安否確認システム	職員安否確認システムについて、具体的に記述すること。	・市町システムから被害情報、避難所情報等のデータを容易に県システムに取り込むことができるか。 ・独自システムを導入する市町の職員が、市町システムと県システムに同一の情報を2度入力するケースを極力無くし、市町の職員の入力業務の省力化を図ることができるか。 ・今後独自システムを導入する市町にとっても、連携が容易となるよう柔軟な仕様となっているか。	20		
7 データ移行 (10)	データ移行計画	正確にデータ移行を行うための作業計画、体制、工夫等について、具体的に説明すること。	・気象予警報発表時等に、職員を迅速かつ確実に招集できるシステムとなっているか。 ・地震発生等に、全職員に迅速かつ確実に安否確認メールを一斉送信できるシステムとなっているか。 ・メールを受信した職員が、容易に応答することが可能なシステムとなっているか。	10	
8 運用要件 (40)	(1) 運用サービス (2) 監視サービス	運用サービス及び監視サービスの内容及び体制について、具体的に記述すること。県からの問い合わせ等に対応するサポート体制や措置について、具体的に説明すること。システムの安定稼働を担保するための、障害発生時の防止、障害の早期発見のための方策について、具体的に説明すること。	・データ移行作業のスケジュール、体制、作業内容が具体的に提案されているか。 ・正確にデータ移行を実施するための工夫が示されているか。 ・実運用にあたって課題が生じないよう、業務内容や、役割分担について、明確かつ具体的に説明されているか。 ・県からの問い合わせ等について、迅速かつ適切に対応できるサポート体制があり、的確な措置を講じることが可能か。 ・システムの24時間365日の安定稼働を担保するための、障害発生時の防止、障害の早期発見のための方策について、具体的な記載があり、有効と判断できるか。	40	
9 保守要件 (40)	(1) 共通要件 (2) ハードウェア保守の内容と体制 (3) ソフトウェア保守の内容と体制	障害発生時における受付窓口、障害把握の方法及び復旧体制について、体制図等により、具体的に説明すること。システムの安定稼働を実現するための保守サービスの内容及び体制について説明すること。	・障害発生時における受付窓口、障害把握の方法及び復旧体制について、有効なサービス及び体制が具体的な説明があるか。 ・障害発生時等に迅速かつ適切に対応できる体制となっており、システムの24時間365日の安定稼働を担保し、障害による影響を最小限に抑えることができるか。	40	
10 納入物 (10)	(1) 納入物の内容及び納入時期 (2) 納入物の品質管理体制 (3) 検査時の指摘事項に対する修正について	左記の項目について、具体的に説明すること	・納入物の内容及び納入時期、品質管理体制、検査時の指摘事項に対する修正について具体的に説明されているか。	10	

	提案の区分	提案書に記載を求める項目	提案書記載要領	評価のポイント	上限配点	
	11	その他機能に係る提案(10)	仕様書に記載のない実現可能な機能	仕様書には記載がないが、追加費用不要で実現できる機能又は対応があれば、具体的に説明すること。	・追加費用不要で実現できる機能又は対応が具体的に説明されており、災害対応にあたり有効かつ利用可能なものであるか。 追加費用不要で実現できる機能の具体例：「システムを使用する市町毎に、表示するコンテンツのサイズやレイアウトを変更できる機能」等 追加費用不要で実現できる対応の具体例：「運用開始後1年間は、県の意見を集約した上で、システムを改修する」等	10
	12	業務改善提案(10)	提案システムの導入による業務改善効果	提案システムを導入し、有効活用することで期待できる業務改善効果について、具体的に説明すること。	・県民への情報発信力の強化、県災害対策本部運営能力の強化、市町との情報共有の向上や市町によるシステム利用の促進に寄与する、有効な業務改善効果が期待できるか。	10
	13	プロジェクトマネージャーの評価(10)	プレゼンテーション時の評価委員からの質疑に対する対応状況	—	・各評価委員からの質疑に対し、具体性や実現性の根拠を明確にした上で、回答しているか。	10
	14	(1)費用低減方策	保守契約期間中のシステム改修や次回更新時の費用低減策を、具体的に説明すること。 なお、無償で対応できる変更、修正、法改正に係る対応等がある場合には、その対象範囲を明示すること。	・管理項目の追加や軽微な画面の修正、その他軽微な変更等について、無償又は低廉な費用で柔軟に対応できるか。	30	
		(2)システム運用保守費用(6年分)	システム運用保守費用(6年分)が経済的になっているか、LC点として評価する。 LC点は、本県が想定するシステム運用保守費用(6年分)を基準価格とし、見積書に記載の見積価格から、次の算式により算出する。 LC点=(1-見積価格)/(基準価格)×110点 なお、見積価格が基準価格を超える場合には、上記の算式により算出したマイナス点を計上する。	【評価基準】 ・提案書及び見積書に記載のシステム運用保守費用(6年分)からLC点を算出する。		
	15	(1)ISO9001等の品質管理マネジメントシステムの導入状況	左記の資格の導入状況について説明すること。	【評価基準】 ・導入済み:5点、導入なし:0点	5	
		(2)企業(企業グループにあっては全ての企業)におけるISMSの導入状況	左記の資格の導入状況について説明すること。	【評価基準】 ・導入済み:5点、導入なし:0点	5	
	16	導入実績(10)	公告の日から過去5年以内の国又は地方公共団体が発注した、本業務と同種のシステム(危機管理部局が発注した、防災対策のための必要な情報の収集・関係者間の情報共有及び住民への情報提供を行うシステム)又は類似のシステム(危機管理部局以外の部局が発注した、防災対策のための必要な情報の収集・関係者間の情報共有及び住民への情報提供を行うシステム)の構築実績	左記の実績の有無とその内容について、一覧により説明すること。 なお、実績の記載件数の上限を5件とし、同種のシステムと類似のシステムのいずれに該当するか明記すること。 また、各実績に関する契約書、仕様書の写し等、実施内容が履行実績を満たしていることが確認できる書類を別添資料として提出すること。	【評価基準】 同種のシステムの開発実績あり:10点 類似のシステムの開発実績あり:4点 実績なし:0点	10
政策評価	17	(1)社会保険の加入状況	本業務に従事する予定の従業員の社会保険の加入義務者に、未加入者がいないことを説明すること。 また、業務従事予定者の社会保険等の加入状況を示す書類等を別添資料として提出すること。	【評価基準】 未加入者なし:10点 未加入者あり:0点	10	
		(2)労働者の賃金水準	本業務に従事する予定の従業員の全ての者が最低賃金以上であることを説明すること。 また、業務従事予定者の全ての者が最低賃金以上であることを示す書類等を別添資料として提出すること。	【評価基準】 全員最低賃金以上:10点 最低賃金未満の者あり:0点	10	
価格評価点(240点満点)					240	
技術評価点(810点満点)					810	
政策評価点(20点満点)					20	
評価点(1,070満点)					1,070	

評価点	評価点の配点は、価格評価点240点、技術評価点:810点、政策評価点:20点
価格評価点(240)	価格評価点=240点×(1-(入札金額)/(予定価格))
技術評価点(810)	技術評価点=810点×(技術評価の得点合計)/(技術評価の配点合計)
政策評価点(20)	政策評価点=20点×(政策評価の得点合計)/(政策評価の配点合計)

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。  
※2 入札価格が予定価格を超えた場合には、技術評価等資料の評価はしない。

1~14(1)の評価基準 点数(0~5の6段階)	内容
5	具体性や実現性の根拠が明確であり、課題等についても対策等が明記されている。
4	具体性や実現性の根拠があり、明確である。
3	具体性や実現性がある。
2	具体性や実現性に欠ける。
1	具体性や実現性が全くない。
0	記載なし。